



改正後	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)	施行令・施行規則
<p><u>ある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</u></p> <p>(財産目録の作成及び備置き)</p> <p><b>第33条の3</b> 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備えて置かなければならない。</p> <p>(一般社団・財団法人法の規定の準用)</p> <p><b>第34条</b> <u>一般社団・財団法人法第158条及び第164条</u>の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第3節 管理</b></p> <p><b>第1款 役員及び理事会</b></p> <p>(学校法人と役員との関係)</p> <p><b>第35条の2</b> <u>学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従う。</u></p> <p>(理事会)</p> <p><b>第36条</b> (略) 2～6 (略)</p> <p>7 <u>理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。</u></p> <p>(役員職務等)</p> <p><b>第37条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監事の職務は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>理事の業務執行の状況を監査すること。</u></p> <p>(4) <u>学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</u></p> <p>(5) <u>第1号から第3号までの規定による監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</u></p> <p>(6) <u>前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。</u></p> <p>(7) <u>学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</u></p> <p>4 <u>前項第6号の請求があつた日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。</u></p> <p>(役員選任)</p> <p><b>第38条</b> (略) 2～4 (略)</p> <p>5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。</p>	<p>(財産目録の作成及び備置き)</p> <p><b>第33条の2</b> 学校法人は、設立の時に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。</p> <p>(準用規定)</p> <p><b>第34条</b> <u>一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第158条及び第164条</u>の規定は、学校法人の設立について準用する。この場合において、これらの規定中「財産の抛出」とあるのは「寄附行為」と、同条中「当該財産」とあるのは「寄附財産」と読み替えるものとする。</p> <p><b>第3節 管理</b></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(理事会)</p> <p><b>第36条</b> (略) 2～6 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(役員職務)</p> <p><b>第37条</b> (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 監事の職務は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。</u></p> <p>(4) <u>第1号又は第2号の規定による監査の結果、学校法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。</u></p> <p>(5) <u>前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。</u></p> <p>(6) <u>学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(役員選任)</p> <p><b>第38条</b> (略) 2～4 (略)</p> <p>5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員 (<u>当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。</u>) でない者が含まれるようにしなければならない。</p>	<p>(贈与又は遺贈に関する規定の準用)</p> <p><b>第158条</b> 生前の処分<sup>イ</sup>で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、民法の贈与に関する規定を準用する。</p> <p>2 遺言<sup>ロ</sup>で寄附行為をするときは、その性質に反しない限り、民法の遺贈に関する規定を準用する。</p> <p>(財産の帰属時期)</p> <p><b>第164条</b> 生前の処分<sup>イ</sup>で寄附行為をしたときは、寄附財産は、<u>学校法人の成立の時から当該学校法人に帰属する。</u></p> <p>2 遺言<sup>ロ</sup>で寄附行為をしたときは、寄附財産は、<u>遺言が効力を生じた時から学校法人に帰属したものとみなす。</u></p>	<p>にあつては、その法人が事業活動を支配する法人又はその法人の事業活動を支配する者として<u>文部科学省令で定めるもの</u></p> <p>《施行規則》</p> <p>(法人が事業活動を支配する法人等)</p> <p><b>第1条の2 私立学校法施行令</b> (昭和25年政令第31号。以下「令」という。) <b>第1条第5号</b>の法人が事業活動を支配する法人として文部科学省令で定めるものは、学校法人の設立者である法人が他の法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該他の法人(第3項第1号において「子法人」という。)とする。</p> <p>2 令第1条第5号の法人の事業活動を支配する者として文部科学省令で定めるものは、一者が当該法人の財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合における当該一の者とする。</p> <p>3 前2項に規定する「財務及び営業又は事業の方針の決定を支配している場合」とは、次に掲げる場合をいう。</p> <p>(1) 学校法人の設立者である法人(第1項に規定する場合に限る。)又は前項に規定する当該一の者(その者が財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する一又は二以上の法人を含む。次号において「支配法人等」という。)がそれぞれ子法人又は学校法人の設立者である法人(前項に規定する場合に限る。)(次号において「被支配法人」という。)の意思決定機関(社員総会その他の団体の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関をいう。次号において同じ。)における議決権の過半数を有する場合</p> <p>(2) 被支配法人の意思決定機関の構成員の総数に対する次に掲げる者の数の割合が100分の50を超える場合</p> <p>イ 支配法人等の役員(理事、監事、取締役、会計参与、監査役、執行役その他これらに準ずる者をいう。)<u>若しくは評議員又は職員</u></p> <p>ロ 支配法人等によって当該構成員に選任された者</p> <p>ハ 当該構成員に就任した日前5年以内にイ又はロに掲げる者であつた者</p>

改正後	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)	施行令・施行規則
<p>6～7 (略)</p> <p>8 次に掲げる者は、役員となることができない。  <u>(1) 学校教育法第 9 条各号のいずれかに該当する者</u>  <u>(2) 心身の故障のため役員の職務の適正な執行ができない者として文部科学省令で定めるもの</u></p> <p>(一般社団・財団法人法の規定の準用)</p> <p><b>第 40 条の 5</b> <u>一般社団・財団法人法第 80 条の規定は民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者について、一般社団・財団法人法第 82 条、第 84 条、第 85 条及び第 92 条第 2 項の規定は理事について、一般社団・財団法人法第 103 条及び第 106 条の規定は監事について、それぞれ準用する。この場合において、一般社団・財団法人法第 82 条中「代表理事」とあるのは「理事長」と、一般社団・財団法人法第 84 条第 1 項中「社員総会」とあるのは「理事会」と、一般社団・財団法人法第 85 条中「社員（監事設置一般社団法人にあっては、監事）」とあるのは「監事」と、一般社団・財団法人法第 103 条第 1 項中「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>6～7 (略)</p> <p>8 <u>学校教育法第 9 条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、役員に準用する。</u></p> <p>(利益相反行為)</p> <p><b>第 40 条の 5</b> <u>学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、代理権を有しない。この場合において、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、特別代理人を選任しなければならない。</u></p>	<p>(理事の職務を代行する者の権限)</p> <p><b>第 80 条</b> <u>民事保全法（平成元年法律第 91 号）第 56 条に規定する仮処分命令により選任された理事又は理事長の職務を代行する者は、仮処分命令に別段の定めがある場合を除き、学校法人の常務に属しない行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。</u></p> <p>2 前項の規定に違反して行った理事又は理事長の職務を代行する者の行為は、無効とする。ただし、学校法人は、これをもって善意の第三者に対抗することができない。</p> <p>(表見代表理事)</p> <p><b>第 82 条</b> <u>学校法人は、理事長以外の理事に理事長その他学校法人を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。</u></p> <p>(競業及び利益相反取引の制限)</p> <p><b>第 84 条</b> <u>理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。</u></p> <p>(1) <u>理事が自己又は第三者のために学校法人の事業の部類に属する取引をしようとするとき。</u></p> <p>(2) <u>理事が自己又は第三者のために学校法人と取引をしようとするとき。</u></p> <p>(3) <u>学校法人が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において学校法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。</u></p> <p>2 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 108 条の規定は、前項の承認を受けた同項第 2 号の取引については、適用しない。</p> <p>(理事の報告義務)</p> <p><b>第 85 条</b> <u>理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。</u></p> <p>(競業及び学校法人との取引等の制限)</p> <p><b>第 92 条</b> (略)</p> <p>2 <u>学校法人においては、第 84 条第 1 項各号の取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、当該取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。</u></p> <p>(監事による理事の行為の差止め)</p> <p><b>第 103 条</b> <u>監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。</u></p> <p>2 前項の場合において、裁判所が仮処分をもって同項の理事に対し、その行為をやめることを命ずるときは、担保を立てさせないものとする。</p> <p>(費用等の請求)</p> <p><b>第 106 条</b> <u>監事がその職務の執行について学校法人に対して次に掲げる請求をしたときは、当該学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、これを拒むことができない。</u></p> <p>(1) <u>費用の前払の請求</u></p> <p>(2) <u>支出した費用及び支出の日以後におけるその利息の償還の請求</u></p> <p>(3) <u>負担した債務の債権者に対する弁済（当該債務が弁済期にない場合にあつては、相当の担保の提供）の請求</u></p>	<p>◀施行規則▶</p> <p>(役員の職務の適正な執行ができない者)</p> <p><b>第 3 条の 2 法第 38 条第 8 項第 2 号</b>(法第 64 条第 5 項において準用する場合を含む。)の文部科学省令で定めるものは、精神の機能の障害により役員の職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。</p>

改正後	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)	施行令・施行規則
<p><b>第2款</b> 評議員及び評議員会</p> <p>(評議員会)</p> <p><b>第41条</b> (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>9 <u>第7項の規定にかかわらず、第44条の2第4項において読み替えて準用する一般社団・財団法人法第113条第1項の評議員会の決議は、その議事の議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもつて決する。</u></p> <p>10 <u>第7項及び前項の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。</u></p> <p><b>第42条</b> 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>(1) <u>第45条の2第1項の予算及び事業計画</u></p> <p>(2) <u>第45条の2第2項の事業に関する中期的な計画</u></p> <p>(3) <u>借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</u> (削る)</p> <p>(4) <u>役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準</u></p> <p>(5) <u>寄附行為の変更</u></p> <p>(6) <u>合併</u></p> <p>(7) <u>第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散</u></p> <p>(8) <u>収益を目的とする事業に関する重要事項</u></p> <p>(9) <u>その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p><b>第44条</b> (略)</p> <p><b>第3款</b> 役員<del>の損害賠償責任</del></p> <p>(<u>役員<del>の</del>学校法人に対する損害賠償責任</u>)</p> <p><b>第44条の2</b> <u>役員は、その任務を怠つたときは、学校法人に対し、これによつて生じた損害を賠償する責任を負う。</u></p> <p>2 <u>理事が第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項の規定に違反して同項第1号の取引をしたときは、当該取引によつて理事又は第三者が得た利益の額は、前項の損害の額と推定する。</u></p> <p>3 <u>第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項第2号又は第3号の取引によつて学校法人に損害が生じたときは、次に掲げる理事は、その任務を怠つたものと推定する。</u></p> <p>(1) <u>第40条の5において準用する一般社団・財団法人法第84条第1項の理事</u></p> <p>(2) <u>学校法人が当該取引をすることを決定した理事</u></p> <p>(3) <u>当該取引に関する理事会の承認の決議に賛成した理事</u></p> <p>4 <u>一般社団・財団法人法第112条から第116条までの規定は、第1項の責任について準用する。この場合において、これらの規定中「総社員」とあるのは「総評議員」と、「役員等」とあるのは「役員」と、「社員総会」とあるのは「評議員会」と、「法務省令」とあるのは「文部科学省令」と、「代表理事」とあるのは「理事長」と、「使用人」とあるのは「職員」と、「監事又は会計監査人」とあるのは「監事」と、「定款」とあるのは「寄附行為」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団・財団法人法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(評議員会)</p> <p><b>第41条</b> (略)</p> <p>2～8 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><b>第42条</b> 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>予算、借入金（当該会計年度内の収入をもつて償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産の処分に関する事項</u></p> <p>(2) <u>事業計画</u></p> <p>(新設)</p> <p>(3) <u>寄附行為の変更</u></p> <p>(4) <u>合併</u></p> <p>(5) <u>第50条第1項第1号（評議員会の議決を要する場合を除く。）及び第3号に掲げる事由による解散</u></p> <p>(6) <u>収益を目的とする事業に関する重要事項</u></p> <p>(7) <u>その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの</u></p> <p>2 (略)</p> <p><b>第44条</b> (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(学校法人に対する損害賠償責任の免除)</p> <p><b>第112条</b> <u>私立学校法第44条の2第1項の責任は、総評議員の同意がなければ、免除することができない。</u></p> <p>(責任の一部免除)</p> <p><b>第113条</b> <u>前条の規定にかかわらず、役員<del>の</del>私立学校法第44条の2第1項の責任は、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額（第115条第1項において「最低責任限度額」という。）を控除して得た額を限度として、評議員会の決議によつて免除することができる。</u></p> <p>(1) <u>賠償の責任を負う額</u></p> <p>(2) <u>当該役員がその在職中に学校法人から職務執行の対価として受け、又は受けるべき財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額として文部科学省令で定める方法により算定される額に、次のイからハまでに掲げる役員の区分に応じ、当該イからハまでに定める数を乗じて得た額</u></p> <p>イ <u>理事長</u> 6</p> <p>ロ <u>理事長以外の理事であつて、次に掲げるもの</u> 4</p> <p>① <u>寄附行為の定めるところにより理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する理事として選定されたもの</u></p> <p>② <u>当該学校法人の業務を執行した理事</u> (①に掲げる理事を除く。)</p> <p>③ <u>当該学校法人の職員</u></p> <p>ハ <u>理事(イ及びロに掲げるものを除く。)</u>、<u>監事</u> 2</p>	<p>施行令・施行規則</p> <p>＜施行規則＞</p> <p>(責任の一部免除に係る報酬等の額の算定方法)</p> <p><b>第3条の3 法第44条の2第4項</b> (法第64条第5項において準用する場合を含む。)において読み替えて準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下この条及び次条において「<u>準用一般社団・財団法人法</u>」という。) <b>第113条第1項第2号</b>に規定する文部科学省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>(1) <u>役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価(当該役員のうち理事が当該学校法人(法第64条第5項において準用する場合にあっては、同条第4項の法人(以下「準学校法人」という。))。以下この条及び次条において同じ。)の職員を兼ねている場合における当該職員の報酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)</u>として学校法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の会計年度(次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに定める日</p>

改正後			現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)	施行令・施行規則
第 113 条 第 1 項第 2 号	理事会の決議 によって一般 社団法人の業 務を執行する	寄附行為の定め るところにより 理事長を補佐し て学校法人の業 務を掌理する			を含む会計年度及びその前の各会計年度に限 る。)ごとの合計額(当該会計年度の期間が1 年でない場合にあつては、当該合計額を1年 当たりの額に換算した額)のうち最も高い額 イ 準用一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項の評議員会の決議を行った場合 当該評 議員会の決議の日 ロ 準用一般社団・財団法人法第 114 条第 1 項の規定による寄附行為の定めに基づいて 責任を免除する旨の理事会の決議を行った 場合 当該決議のあつた日 ハ 準用一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の契約を締結した場合 責任の原因とな る事実が生じた日(2 以上の日がある場合に あつては、最も遅い日) (2) イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た 額 イ 次に掲げる額の合計額 ① 当該役員が当該学校法人から受けた退 職慰労金の額 ② 当該役員のうち理事が当該学校法人の 職員を兼ねていた場合における当該職員 としての退職手当のうち当該役員のうち 理事を兼ねていた期間の職務執行の対価 である部分の額 ③ ①又は②に掲げるものの性質を有する 財産上の利益の額 ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該 役員が次に掲げるものに該当する場合にお ける次に定める数が当該年数を超えている 場合にあつては、当該数) ① 理事長 6 ② 理事長以外の理事であつて、次に掲げる 者 4 (i) 寄附行為の定めるところにより理事長 を補佐して学校法人の業務を掌理する理 事として選定されたもの (ii) 当該学校法人の業務を執行した理事 (i)に掲げる理事を除く。 (iii) 当該学校法人の職員 ③ 理事(①及び②に掲げるものを除く。) 又は監事 2
第 114 条 第 1 項	理事(当該責 任を負う理事 を除く。)の過 半数の同意 (理事会設置 一般社団法人 にあつては、 理事会の決 議)	理事会の決議		2 前項の場合には、理事は、同項の評議員会に おいて次に掲げる事項を開示しなければならない。 (1) 責任の原因となった事実及び賠償の責任 を負う額 (2) 前項の規定により免除することができる 額の限度及びその算定の根拠 (3) 責任を免除すべき理由及び免除額 3 学校法人においては、理事は、私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任の免除(理事の責任の 免除に限る。)に関する議案を評議員会に提出 するには、監事(監事が 2 人以上ある場合にあ つては、各監事)の同意を得なければならない。 4 第 1 項の決議があつた場合において、学校 法人が当該決議後に同項の役員に対し退職慰 労金その他の文部科学省令で定める財産上の 利益を与えるときは、評議員会の承認を受けな なければならない。	イ 次に掲げる額の合計額 ① 当該役員が当該学校法人から受けた退 職慰労金の額 ② 当該役員のうち理事が当該学校法人の 職員を兼ねていた場合における当該職員 としての退職手当のうち当該役員のうち 理事を兼ねていた期間の職務執行の対価 である部分の額 ③ ①又は②に掲げるものの性質を有する 財産上の利益の額 ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該 役員が次に掲げるものに該当する場合にお ける次に定める数が当該年数を超えている 場合にあつては、当該数) ① 理事長 6 ② 理事長以外の理事であつて、次に掲げる 者 4 (i) 寄附行為の定めるところにより理事長 を補佐して学校法人の業務を掌理する理 事として選定されたもの (ii) 当該学校法人の業務を執行した理事 (i)に掲げる理事を除く。 (iii) 当該学校法人の職員 ③ 理事(①及び②に掲げるものを除く。) 又は監事 2
第 114 条 第 2 項	、同項 限る。)につい ての理事の同 意を得る場合 及び当該責任 の免除	及び同項 限る。)		(理事等による免除に関する寄附行為の定め) 第 114 条 第 112 条の規定にかかわらず、学校 法人(理事が 2 人以上ある場合に限る。)は、 私立学校法第 44 条の 2 第 1 項の責任につ いて、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な 過失がない場合において、責任の原因となつた 事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その 他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、 前条第 1 項の規定により免除することができる 額を限度として理事会の決議によって免除 することができる旨を寄附行為で定めること ができる。 2 前条第 3 項の規定は、寄附行為を変更して 前項の規定による寄附行為の定め(理事の責任 を免除することができる旨の定めに限る。)を 設ける議案を評議員会に提出する場合及び同 項の規定による寄附行為の定めに基づく責任 の免除(理事の責任の免除に限る。)に関する 議案を理事会に提出する場合について準用す る。 3 第 1 項の規定による寄附行為の定めに基づ いて役員を免除する旨の理事会の決議 を行ったときは、理事は、遅滞なく、前条第 2 項各号に掲げる事項及び責任を免除すること に異議がある場合には一定の期間内に当該異 議を述べた旨を評議員会に通知しなければ ならない。ただし、当該期間は、1 箇月を下る ことができない。 4 総評議員(前項の責任を負う役員であるもの を除く。)の議決権の 10 分の 1(これを下回 る割合を寄附行為で定めた場合にあつては、そ の割合)以上の評議員が同項の期間内に同項の 異議を述べたときは、学校法人は、第 1 項の規 定による寄附行為の定めに基づく免除をして はならない。 5 前条第四項の規定は、第 1 項の規定による 寄附行為の定めに基づき責任を免除した場合 について準用する。	④ ①又は②に掲げるものの性質を有する 財産上の利益の額 ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該 役員が次に掲げるものに該当する場合にお ける次に定める数が当該年数を超えている 場合にあつては、当該数) ① 理事長 6 ② 理事長以外の理事であつて、次に掲げる 者 4 (i) 寄附行為の定めるところにより理事長 を補佐して学校法人の業務を掌理する理 事として選定されたもの (ii) 当該学校法人の業務を執行した理事 (i)に掲げる理事を除く。 (iii) 当該学校法人の職員 ③ 理事(①及び②に掲げるものを除く。) 又は監事 2
第 114 条 第 3 項	同意(理事会 設置一般社団 法人にあつて は、理事会の 決議)	理事会の決議			
	社員	評議員			
第 114 条 第 4 項	議決権を有す る社員	評議員			
第 115 条 第 1 項	理事会の決議 によって一般 社団法人の業 務を執行する 限る。)、	寄附行為の定め るところにより 理事長を補佐し て学校法人の業 務を掌理する 限る。)又は			
第 115 条 第 4 項	第 111 条第 1 項	私立学校法第 44 条の 2 第 1 項			
第 116 条 第 1 項	第 84 条第 1 項 第 2 号	私立学校法第 40 条の 5 において 準用する第 84 条 第 1 項第 2 号			



改正後	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)	施行令・施行規則
<p>2 学校法人は、前項の書類、第37条第3項第4号の監査報告書及び役員に対する報酬等の支給の基準(以下「財産目録等」という。)を、作成の日から5年間、各事務所に備えて置き、請求があつた場合(都道府県知事が所轄庁である学校法人の財産目録等(役員等名簿を除く。)にあつては、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、学校法人は、役員等名簿について同項の請求があつた場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。</p> <p>(報酬等)</p> <p><b>第48条</b> 学校法人は、役員に対する報酬等について、<u>文部科学省令で定めるところにより</u>、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該学校法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。</p> <p>2 学校法人は、前項の規定により定められた報酬等の支給の基準に従つて、その役員に対する報酬等を支給しなければならない。</p> <p>(会計年度)</p> <p><b>第49条</b> (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(清算人)</p> <p><b>第50条の4</b> 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定及び第62条第1項の規定による解散命令による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>2 学校法人が第62条第1項の規定による解散命令により解散したときは、所轄庁は、利害関係人の申立てにより又は職権で、清算人を選任する。</p> <p>(情報の公表)</p> <p><b>第63条の2</b> 文部科学大臣が所轄庁である学校法人は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、遅滞なく、<u>文部科学省令で定めるところにより</u>、当該各号に定める事項を公表しなければならない。</p> <p>(1) 第30条第1項若しくは第45条第1項の認可を受けたとき、又は同条第2項の規定による届出をしたとき 寄附行為の内容</p> <p>(2) 第37条第3項第4号の監査報告書を作成したとき 当該監査報告書の内容</p> <p>(3) 第47条第1項の書類を作成したとき 同項の書類のうち<u>文部科学省令で定める</u>書類の内容</p> <p>(4) 第48条第1項の役員に対する報酬等の支給の基準を定めたとき 当該報酬等の支給の基準</p> <p>(事務の区分)</p> <p><b>第65条の3</b> 第26条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)<u>及び第2項(第32条第2項、第50条第3項並びに第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)</u>、第32条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第37条第3項(第5号に係る部分に限り、第64条第5項において準用する場合を含む。)、第40条の4(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第45条(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)<u>及び第4項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>、</p>	<p>2 学校法人は、前項の書類及び第37条第3項第3号の監査報告書(第66条第4号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、<u>当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には</u>、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(会計年度)</p> <p><b>第48条</b> (略)</p> <p><b>第49条</b> 削除</p> <p>(清算人)</p> <p><b>第50条の4</b> 学校法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、寄附行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(事務の区分)</p> <p><b>第65条の3</b> 第26条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第31条第1項(第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)<u>及び第2項(第32条第2項、第50条第3項並びに第64条第5項及び第7項において準用する場合を含む。)</u>、第32条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第37条第3項(第1号から第3号まで、第5号及び第6号を除き、第64条第5項において準用する場合を含む。)、第40条の4(第64条第5項において準用する場合を含む。)、<u>第40条の5(第64条第5項において準用する場合を含む。)</u>、第45条(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)</p>		<p>し、若しくは発行しようとし、又は同令第1条の3の4に規定する権利を有価証券として発行し、若しくは発行しようとする学校法人及び法第64条第4項の法人であつて、当該証券若しくは当該証券又は当該権利について金融商品取引法(昭和23年法律第25号)に規定する募集又は売出しを行うもの(次項において「有価証券発行学校法人」という。)にあつては、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>3 <b>法第47条第1項</b>に規定する書類のうち収支計算書については、第1項の規定によるほか、有価証券発行学校法人にあつては、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表に分けて、文部科学大臣が別に定めるところにより作成しなければならない。</p> <p>4 <b>法第47条第1項</b>に規定する書類のうち事業報告書については、当該学校法人(法第64条第5項において準用する場合にあつては、準学校法人。)の状況に関する重要な事項をその内容としなければならない。</p> <p>《施行規則》 (報酬等の支給の基準に定める事項) <b>第4条の5 法第48条第1項</b>(法第64条第5項において準用する場合を含む。)に規定する役員に対する報酬等の支給の基準においては、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めるものとする。</p> <p>《施行規則》 (公表) <b>第7条 法第63条の2</b>の公表は、インターネットの利用により行うものとする。 2 <b>法第63条の2第1項第3号</b>に規定する文部科学省令で定める書類は、<b>法第47条第1項</b>に規定する財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿(個人の住所に係る記載の部分を除く。)とする。</p>

改正後	現 行	準用する一般社団・財団法人法 (下線部は読替え後)	施行令・施行規則
<p>第50条の4第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の7(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の13第5項(第64条第5項において準用する場合を含む。)及び第6項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の14(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第52条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第60条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第2項(第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第3項(第60条第11項、第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第9項(第64条第5項において準用する場合を含む。)及び第10項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第61条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第62条第1項から第3項まで(第64条第5項において準用する場合を含む。)並びに第63条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p><b>第66条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>第33条の2の規定による寄附行為の備付けを怠ったとき。</u></p> <p>(3) <u>第33条の2の規定に違反して、正当な理由がないのに、寄附行為の閲覧を拒んだとき。</u></p> <p>(4) <u>第33条の3の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p>(5) <u>第45条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p>(6) <u>第47条第2項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p>(7) <u>第47条第2項の規定に違反して、正当な理由がないのに、財産目録の閲覧を拒んだとき。</u></p> <p>(8) <u>第50条の2第2項又は第50条の11第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。</u></p> <p>(9) <u>第50条の9第1項又は第50条の11第1項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</u></p> <p>(10) <u>第53条又は第54条第2項の規定に違反したとき。</u></p> <p>(11) <u>第61条第1項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。</u></p> <p>(12) <u>第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u></p>	<p>用する場合を含む。)及び第4項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の7(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の13第5項(第64条第5項において準用する場合を含む。)及び第6項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第50条の14(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第52条第2項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第60条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第2項(第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第3項(第60条第11項、第61条第2項及び第64条第5項において準用する場合を含む。)、第9項(第64条第5項において準用する場合を含む。)及び第10項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第61条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)、第62条第1項から第3項まで(第64条第5項において準用する場合を含む。)並びに第63条第1項(第64条第5項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務とする。</p> <p><b>第66条</b> 次の各号のいずれかに該当する場合には、学校法人の理事、監事又は清算人は、20万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(2) <u>第33条の2の規定による財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p>(3) <u>第45条第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。</u></p> <p>(4) <u>第47条第2項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(5) <u>第50条の2第2項又は第50条の11第1項の規定による破産手続開始の申立てを怠ったとき。</u></p> <p>(6) <u>第50条の9第1項又は第50条の11第1項の規定による公告を怠り、又は虚偽の公告をしたとき。</u></p> <p>(7) <u>第53条又は第54条第2項の規定に違反したとき。</u></p> <p>(8) <u>第61条第1項の規定による命令に違反して事業を行つたとき。</u></p> <p>(9) <u>第63条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</u></p>		